

## 会費納入規程の改正について（ご報告）

昨年12月号のシャウカステン「第69回日本放射線技師会（臨時）総会出席報告」にてお知らせしましたように、日本放射線技師会の会費納入規程が変更され、平成23年度の日本放射線技師会会費の納入期限は9月30日となりました。

また、現在日本放射線技師会と本会におきまして会費請求の一括化の準備が整っております。

これらの状況を踏まえ、2月の理事会において本会の会費納入規程を一部改定し、納入期限を当該年度の9月30日と改正いたしました。

会員の皆様にはご周知のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、次ページに納入方法に関する案内を掲載しておりますので、こちらも併せてご参照下さい。

### 会費納入規程(旧)

(納入の期限)  
第3条  
会費の納入期限は、当該年度の  
4月1日とする。

⇒

### 会費納入規程(新)

(納入の期限)  
第3条  
会費の納入期限は、当該年度の  
**9月30日**とする。